

函館市中心市街地活性化協議会規約

第1章 総則

(協議会の設置)

第1条 函館商工会議所及び株式会社はこだてティーエムオーは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会は、函館市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を函館商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- (1) 函館市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに認定基本計画及び認定基本計画の実施に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(活動)

第5条 協議会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること
 - ア 函館市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画の実施・変更に関し必要な事項についての意見提出
 - イ 函館市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
 - ウ 函館市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
 - エ 函館市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
 - オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
 - カ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施
- (2) その他、中心市街地の活性化に関すること

第2章 会 員

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次のものをもって構成する。

- (1) 函館商工会議所
- (2) ㈱はこだてティーエムオー
- (3) 新都心五稜郭協議会
- (4) 函館市
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者及び協議会において特に必要があると認める者

(入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、会長の承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。なお、死亡又は解散等により当該の規定する者でなくなったとき、又は、なくなったと認められるときは、協議会を脱会したと見なす。

(除 名)

第9条 会員が次に該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) 協議会の名誉を毀損し、または協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(役 員)

第10条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監 事 2名
- 2 会長は、函館商工会議所副会頭（商業担当）とする。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する者をもって充てる。

(職 務)

- 第11条 会長は、協議会を代表して会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代行する。
 - 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(任 期)

- 第12条 副会長及び監事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第4章 会 議

(総 会)

- 第13条 協議会は、総会を年1回以上開催し、事業報告及び事業計画、収支予算、規約の改正、役員・運営委員の選任、その他必要と認める事項を審議する。
- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 3 総会は、会員をもって構成する。
 - 4 総会は、委任を含めた会員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
 - 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

(協議結果の尊重)

- 第14条 協議会の会員は、会議において協議された事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(運営委員会の設置)

- 第15条 協議会運営において必要な協議又は調整を行うため、協議会に運営委員会を置く。
- 2 運営委員は、会長が会員の中から指名する。
 - 3 運営委員会の組織、運営に関しては、別途定める。

(オブザーバー)

- 第16条 協議会は、オブザーバーを置き必要に応じて意見を求めることができる。

(事務局)

第17条 協議会の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局は、函館商工会議所内に置く。
- 3 事務局は、函館商工会議所、(株)はこだてティーエムオー、新都心五稜郭協議会及び函館市で構成する。

第5章 会 計

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入及び支出)

第19条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。

- 2 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費、その他経費とする。

(監 査)

第20条 監事は、協議会運営に関わる会計が適正に処理されているかを監査する。

(解 散)

第21条 総会の議決に基づいて協議会を解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は解散した日をもって打ち切り、協議会事務局がこれを清算する。

(補 則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第23条 この規約は、必要に応じて、協議会において改正できるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成23年11月25日から施行する。
- 2 第18条、第19条、第20条及び第21条は、平成24年度より適用することとする。